

公開日：令和7年1月12日

更新日：令和7年1月27日

【ブランドコンセプト】 自然と共生する持続可能な選択

私たち「デジタルはるさー協同組合」は、沖縄の豊かな自然を背景に、環境保全型農産物の生産を通じて地域社会に貢献します。私たちのブランドは、化学合成資材を一切使用せず、例えば、植物性堆肥やそれらを使った自家製肥料、地域産廃物（添加物・建築資材を除く）などを活用し、環境に優しい栽培方法を採用しています。

沖縄の亜熱帯気候を活かし、独自の栽培暦に基づいて作物を育てることで、地元の特性に合った農業を実現しています。雑草を敵視せず、土づくりに役立てることで、豊かな生態系を保ちながら、農業を行っています。これにより、私たちの作物は「たくさんの太陽を浴びた農産物」や「豊かな生態系で育った農産物」として、消費者にアピールできるのです。

私たちの特徴的な農法には、ソルゴーやクロタラリアといった障壁作物や違う作物の植え合わせを通じた病害虫対策も含まれています。これにより、例えば、害虫を自然の一部として受け入れ、ハーブと共に育てることで、より健康的で元気な作物を栽培しています。「潮風を浴びたミネラルたっぷりの農産物」は、亜熱帯独特な環境に根ざした私たちの自信作です。高温多湿や台風、さらには塩害も、私たちにとっては栄養素を豊富に含む土壌を作り出す要素であり、これらを生かした農業の魅力を全面に打ち出していきます。

私たちのブランド立ち上げは、組合員の環境保全型農業への取り組みを後押しし、地域全体の販売力を強化することを目指しています。この新たなブランドのアピールを通じて、沖縄県内における環境保全型農業の拡大を促進し、地域経済の活性化にもつなげていきます。

消費者の皆様には、私たちの農産物を通じて、沖縄の自然と農業の深い結びつきを感じていただきたいと思います。「デジタルはるさー協同組合」の環境保全型農産物は、健康で安心して食べられるだけでなく、環境への配慮も兼ね備えた新しい選択肢です。ぜひ、私たちの「元気いっぱい農産物」を手にとって、自然の恵みを感じてください。私たちの農産物は、未来の持続可能な農業モデルとなることを目指しています。

【運用基準規定】

第1章 総則

第1条（目的）

本規定は、デジタルはるさー協同組合（以下、「組合」という）における環境保全型農産物の生産および販売に関わる運用基準を定めるものである。これにより、組合が推進する持続可能な農業と地域社会への貢献を具体化する。

第2条（適用範囲）

本規定は、組合に登録するすべての生産者及びその圃場に適用される。

第2章 生産者と圃場の登録

第3条（登録要件）

1. 生産者は組合のブランドコンセプトに同意の上、生産者登録申請書（様式 1-1）、生産者宣言書（様式 1-2）、推薦書（様式 1-3）を提出しなければならない。登録書には氏名、住所等の必要事項を記入する。
2. 圃場の登録には、圃場登録申請書（様式 2-1）の提出が必要である。具体的な記載方法については別途説明する。
3. なお、申請者は登録料として組合に初回 10,000 円（税抜）を支払う必要がある。
4. 登録日から2年目以降は、年会費として5,000 円（税抜）を組合に支払うことに同意しなければならない。

第3章 栽培区分と認証

第4条（栽培区分）

1. 栽培区分については、以下の通りとする。
 - (1) 最上位ランク：3年以上、化学農薬・化学肥料・動物性資材を使用しない圃場で生産した農産物
 - (2) 上位ランク：3年以上、化学農薬・化学肥料を使用しない圃場で生産した農産物
 - (3) 中位ランク：3年未満、化学農薬・化学肥料を使用しない圃場で生産した農産物
 - (4) 下位ランク：3年未満、化学農薬不使用の圃場、かつ、化学合成資材および前記以外の土壌に施用する農薬は使用していない農産物
2. なお、化学合成資材は土壌殺菌剤、殺線虫剤、除草剤、殺虫剤および前記以外の土壌に施用する農薬などを指す。

（ラベル表示）

- 1 最上位ランク：特級
- 2 上位ランク：優品
- 3 中位ランク：良品
- 4 下位ランク：安心



第5条（栽培管理記録と認証）

1. 生産者は栽培管理記録簿（様式 3-1）を提出し、登録圃場の管理状況を報告しなければならない。
2. 圃場の認証は、認定機関が圃場を確認した後に行われる。確認日が栽培開始日となる。
3. 認証された圃場には、指定の標識を設置する。標識の要件は別途説明する。
4. 認証された農産物には、栽培区分に応じたラベルを表示することができる。

第4章 圃場の変更、追加、管理

第6条（圃場内容の変更）

1. 圃場を追加する場合、または撤去・拡張する場合は、圃場内容変更届を提出しなければならない。
2. 圃場周辺には、汚染防止のために2メートル以上の緩衝地帯を設置する。緩衝地帯の設定は現場の状況に応じて認定機関が判断する。

第5章 種子と苗

第7条（種子と苗の使用）

1. 種子は無農薬で自家採取したものが望ましい。市販の種子も使用可能である。
2. 苗は化学合成資材を使用しない自家育苗のみ使用する。ただし、化学肥料が入っていると見られる場合は、可能な限り土を落として使用する。特定の果樹や品種については認定機関が使用を認める場合がある。

第6章 第三者認定機関の役割

第8条（第三者認定機関による認定）

1. 認定業務は、組合が理事会において指定された認定機関が行う。
2. 第三者認定機関は、生産者および圃場の登録、栽培管理記録の監査、および認定マークの付与を行う。
3. 第三者認定機関は、組合が定める運用基準に基づき、公正かつ透明な評価を保証する責任を負う。
4. 認定プロセスにおいて発見された不適合事項に対しては、第三者認定機関が是正措置を指導し、遵守状況を追跡する。なお、改善が図られない場合は、1年間の認定停止となる。

第9条（第三者認定機関の委託料）

1. 組合は、下記の条件に合致する機関に委託する。
 - (1) 初期登録手数料：生産者ごとに10,000円。この手数料には、初回の登録および認証業務が含まれる
 - (2) 継続認証手数料：登録日から2年目以降の生産者は毎年5,000円。この手数料には、認定審査及び必要に応じた現地視察の実費が含まれる

第10条（情報管理及び情報開示）

1. すべての登録情報は、デジタルはるさー協同組合によって管理される中央データベースに保存される。
2. 情報の公開範囲について、組合の公式ホームページにて、生産者の基本情報、栽培方法、取得している認証ランクなどの情報を公開する。QRコードを通じて消費者がアクセス可能な情報には、生産履歴と生産者のこだわりが含まれる。公開情報は、生産者の同意を得た上で更新し、透明性を確保する。
3. 第三者認定機関は、認証プロセス中に得たすべての情報を厳密に管理し、組合の運用基準に準じて適切な監査と保護処置を講じる。

本規定に定めのない事項については、組合及び認定機関が協議を行い、双方の合意に基づいて取り決めを行う。